

議事日程(第3号)

平成22年6月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第11 発議第5号 口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書
- 日程第12 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について
- 日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書

日程第11 発議第5号 口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書

日程第12 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について

日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

欠席議員（1名）

12番 徳久 信義君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 原田 博樹君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 森 俊彦君
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君	社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第32号

日程第2. 議案第33号

日程第3. 議案第34号

日程第4. 議案第35号

日程第5. 議案第37号

○議長（後藤 隆夫） 早速ですが、日程第1、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてから日程第5、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 8番。おはようございます。平成22年第2回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号中関係部分の5件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、6月22日に第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査をいたしました。

委員より、男性職員の育児休業取得の実態はあるのかとの質疑に、今までのところゼロ%との答弁でありました。

委員より、休業がとりにくい環境というものは考えられないのかとの質疑があり、そのようなことはないとの答弁でした。

条例改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入りました。

委員より、父母ともに町職員であるとき、育児休業がとれるということかという質疑があり、父母ともに育児休業を取得することができるとの答弁でした。

委員より、再度の育児休業ができる点についての質疑があり、今までは一度育児休業をとると、再度の育児休業はとれなかったところが、とれるようになったという答弁でありました。

委員より、育児休業の申し入れに対応できる体制づくりや職員への周知徹底を図ってほしいとの意見がありました。

条例改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員より時間外勤務代休に、職員団体活動をするという報告が必要なのかという質疑に、そういう必要はないとの答弁でした。

条例改正についての討論はなく、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第35号高鍋町税条例の一部改正についての説明を受け、審査に入りました。

委員より、たばこ税の税率引き上げによる増収見込みはどのくらいの試算かとの質疑に、町税としては三級品以外1本1.32円の値上げ、三級品が0.626円の値上げとなり、1,200万円増の1億4,200万円くらいの試算であるとの答弁でした。

条例改正についての討論はなく、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）の関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

税務課関係、徴収嘱託員1名増員についての説明を受け、委員より、徴収委員として住民との対応などの研修についての質疑がありました。一番必要なのは税の知識だと思われる。そのため税についての学習、実務による経験をやらせてもらうことになるが、ある程度の研修期間というものは必要と思われるとの答弁でした。

総務課関係、口蹄疫作業賃金と対策事業の職員手当の説明を受け、委員より、特殊勤務手当についての質疑があり、埋設・消毒作業に1日500円の手当であるとの答弁がありました。

委員より、作業従事職員の健康面への対策はとられているのかとの質疑に、休みをとるよう配慮はしているが、疲労は深く、不眠を訴える職員もいる。産業医と保健師による健康相談も計画し、職員の健康面への配慮は考えているとの答弁でありました。

政策推進課関係、日本宝くじ協会助成金追加による屋内多目的広場工事の変更についての説明を受け、委員より、野球のブルペンが設置できないのかとの質疑がありました。屋内にブルペンの設置は無理だが、別のところにブルペン設置の計画はしているとの答弁でした。

委員より、入札の予定はいつごろになるのかとの質疑があり、工事設計の後、建築確認に2カ月ぐらいかかると考えており、入札は9月ごろになるのではないかと、予定しているとの答弁でした。

委員より、国土利用計画審議会委員の公募3人の計画について、公募数の期待ができるのかとの質疑があり、他の委員会でもなかなか難しいところがあるようだが、公募に期待するとの答弁でした。

討論はなく、採決に入り、委員会全員賛成すべきものと決しました。

以上、総務環境常任委員会の報告といたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号高鍋町税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 14番。おはようございます。本会議におきまして、建設常任委員会に付託されました議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分の審査の経過と結果について報告いたします。

日時は6月22日の1日間です。審査の場所は、第3委員会室。審査は産業建設常任委員全員であります。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、染ヶ岡の埋設処分したところに現地調査に行ってまいりました。

まず、上下水道課でございますが、歳出の主なものといたしまして、繰出金480万円です。内容は下水道事業認可の変更に伴い、全体計画の見直しが必要になり、この全体計画策定に係る事業費及び当初予算に計上しています。

また、計画作成に係る事業費については、補助対象とはなるものの、起債の対象とはならないことから、町債が減額となるので繰出金を増額するものです。

質疑として、公共下水道の区域拡大については、現在の財政状況から見ても非常に厳しいものがあると思う。認可計画区域を整備して、その後下水道事業をせずに、合併浄化槽事業をしたほうがいいのかに対し、認可期間延伸を検討しますとのこと。

次に、建設管理課であります。道路新設改良費の使用料及び賃借料につきまして、今まで工事用の図面のコピーは木城町にありましたコピー専門店で実施していましたが、会社が倒産したためコピーができなくなり、今回の補正でコピー機のリースを計上させていただきました。

次に、住宅管理費の役務費について、ことしの2月に持田団地A棟に消防署の立入検査が入り、消防用設備等の定期点検を実施し、報告をするよう指摘を受けたため、今回の補正で計上しました。

質疑として、消防設備点検業務は義務化されているのかに対し、義務化されているとのこと。その他もろもろの道路整備の要望が質疑されました。

次に、産業振興課でございます。歳入といたしまして、農林水産業費県補助金の農業費補助金785万5,000円につきまして、経営体育成交付金として新規マンゴー生産農家及びこうじ米乾燥調整施設整備を実施する精米業者に補助するものです。

次に、歳出といたしまして、農業振興費の負担金補助及び交付金16万円につきましては、従来2年に一度開催しておりました施設園芸部会生産者大会を、生産者の意欲向上と連携強化を図るために、毎年開催とし、その費用160万円のうち2分の1を3町で負担をし、うち高鍋町分を部会員数割に応じて2割負担するものです。部会員数240名、うち高鍋町は48名です。

質疑として、2年に1回が毎年になったのはに対し、新たに勉強会を立ち上げて毎年開催するようになった。

次に、口蹄疫関係で、畜産業費の畜産業費職員手当等の1,570万円につきましては、5月分を基準とし、8月分までを見込んだ口蹄疫対策のための口蹄疫対策事業費として特殊勤務40万円、時間外勤務手当1,500万円、管理職特別勤務手当30万円です。

また、賃金1,579万5,000円につきましては、自主消毒ポイント、法定消毒ポイントに携わるアルバイト職員等に要する賃金で、5月の実績に基づいて8月分まで見込んだものです。

質疑として、賃金にはに対し、ボランティアで足りない分を総務課で対応している。

次に、需用費444万4,000円につきましては、防護服関係、月1,643着の3カ月分及び石灰140袋等の消耗品費266万2,000円及び公用車、散水車の燃料費72万7,000円、埋設作業者の弁当、お茶代の食糧費102万5,000円、現場でのけが、腹痛等に備えた緊急用薬品等の医療材料費3万円です。

質疑として需用費とはに対し、作業が終わった後は、防護服や下着をそのまま捨て防疫をする。

次に、埋設作業者の食糧費にはに対し、外に出られないため、食料を用意する。

次に、委託料1,108万9,000円につきましては、自主消毒ポイント等の口蹄疫防災業務委託、口蹄疫交通規制委託に伴うものです。

次に、使用料及び賃借料564万4,000円につきましては、タンクローリー、ユニ

ック車、照明機の借り上げ料です。

質疑として、委託料とはに対し、産業振興課が小丸橋北側でシルバーセンターに委託しているもの。

次に、農政企画費であります。負担金補助及び交付金については、経営体育成補助金として新規マンゴー生産者のハウス一式、加温機含む400万円及び農商工連携を図るための醸造用こうじ米生産に要する乾燥調整機械385万5,000円を補助するものです。

以上、審査が終了し、採決の結果、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の1議案は、全員賛成で可決するべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 10番。文教常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について御報告いたします。

日時は6月22日です。審査は、文教福祉委員全員で行いました。審査会場は第4会議室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第37号高鍋町一般会計補正予算第2号中関係部分です。

初めに、教育総務課関係です。東小の防水工事と西中のスクールアシスタントについて説明がありました。

委員より、東小の雨漏りの状況について聞かれ、すべての教室で雨漏りしている。また、雨漏りの箇所の特定は屋上から見たが、わからなかったとの答えでした。

委員より、防水工事をなぜアスファルト工事で行うのかという問いには、この校舎は1棟であるが、3棟、2棟と同じ工法で行う。また、校舎が古いため、10年後くらいには建てかえなければとの希望もあるため、10年くらいもつアスファルトにしたとの答えでした。

さらに委員より、いつ建てかえかどうかわからないのに、10年くらいもてばよいということが理解できないとの発言に、この校舎は既に50年たっている。10年後には建てかえの希望があるとの答えでした。

また、スクールアシスタントについて、教育委員会に設置してある適応指導教室との違いについて聞かれ、リンクはしているが、対象となる生徒が異なるとの答えでした。

また、今不登校の生徒はどれくらいいるのかの問いに、4校で14人いるとの答え。また、西中であることには学校長の要請によるものであるとの答えでした。

次に、社会教育課関係です。美術館の特別企画展の中で、東ちづるさんの講演会についてと共同利用公共スポーツ施設予約システム開発委託について、インターネットを利用して公共のスポーツ施設の空き状況がすぐに見れるシステムであることの説明がありました。

このシステムについて、委員より、必要なものかどうか、体育館利用打ち合わせ会で対応できているのではと聞かれ、体育館利用打ち合わせ会はもうまくいっている。システムの運用はこれからだが、有効な利用のプラスアルファを考えているとの答え。

さらに、ランニングコストについて聞かれ、月に5万円くらいとの答えでした。現在、綾町も利用している。サーバー料なので、新たに参加する町があれば下がるだろうとの答えでありました。

すべての質疑が終わり、共同利用公共スポーツ施設予約システム開発委託については、修正すべきとの意見がありましたが、採決の結果、議案第37号中関係する部分は賛成多数で可決するものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第35号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場で討論を行います。

この案件には、口蹄疫対策のために必要な予算が含まれ、月末に向けて埋立処分終了するまで、まだまだ気の抜けない状況であります。職員の皆さんも埋立処分への動員を含め、消毒作業など疲れていると思われれます。

この案件は賛成すべきものであるとは思いますが、文教福祉常任委員会で審査する中で、スポーツ施設予約システム設備の審査を行う中で、ランニングコストも示されず、またこの予算中にもありません。いったいどのくらいの利便性があり、経済効果など示されませんでした。このようなシステム会社がランニングコストを稼ぐような企画には反対です。もっと住民の立場に立って考えた提案が必要だと思えます。

予算要求する場合は、住民からの要望を最優先すべきであり、この予算も出さなければ、ほかの予算が確保できたと思われま。100%助成であれば、ランニングコストなど考えもせずに提案できるとの考え方については、再考していただきたいと考、反対討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決をいたします。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数と認めます。したがって、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第38号

日程第8. 議案第39号

日程第9. 議案第40号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第9、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。特別委員会に審査を付託されました4議案につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は、6月21日の1日間であります。第3会議室におきまして、議長を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

第2条第2項は、国保税課税額計算上の医療基礎課税分の課税限度額を47万円から50万円に変更するもので、第3項は、同じく後期高齢者支援金分課税限度額を12万円から13万円に変更するものです。介護給付金課税限度額は、昨年度既に1万円上がって、10万円となっております。

第23条の2と第24条の2は、追加条文ですが、被保険者が非自発的な理由により離職した一定のもの、特例対象被保険者等である場合、在職中の保険料負担と比較して、過重とならないよう前年所得の中に給与所得がある場合は、それを100分の30に相当す

る額により所得割を算定し、減額判定するとしたものです。その際の申告書の提出義務と必要書類の提示規定も追加されました。

特例対象被保険者等とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給者あるいは同法第13条第3項に規定する特定理由離職者であり、特定の離職理由コードに該当する者に限定されます。その他、地方税法と上位法の改正による条文訂正、文言修正が主であるとの説明でした。

委員から、この減額給与所得を100分の30とする該当者の受付はいつからなのかに対し、もう既に該当するであろうという方が税務課においてになり、仮の受付を済ませてあります。本条例が可決され次第、正式な申請として受理する。また、口蹄疫の被害者も該当者となるのかに対し、この特例対象被保険者等に該当する方であるならば、当然申請すれば適用されます。もちろん、給与所得者に対してのみの措置なので、事業を営んでおられる方など、給与所得以外の所得のみの方については該当しないし、適用されないとの答弁でした。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出の総務費一般管理費委託料は、今年度から始まった非自発的失業者にかかわる国保税軽減措置に伴う電算システム変更委託費の増額、諸支出金、償還金の償還金利息及び割引料は概算交付されていた平成21年度出産育児一時金補助金の出産人数確定に伴う国庫補助金返還金の増額であります。

歳入の国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金の特別調整交付金は、電算システム変更委託経費にかかわる特別調整交付金の増額、繰越金、その他繰越金は財源調整のための純繰越金の増額であります。

委員から、総務費の電算システム変更委託料の財源内容が一般財源となっているが、特定財源に計上すべきではないのかに対し、特定財源ではないので、地方交付税と同様の取り扱いとなり、一般財源で計上いたしましたとの答弁でした。

審査の結果、全員賛成で、可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合と市町村の取り決めにより、出納閉鎖期間に収納された21年度保険料及び還付金財源として留保していた保険料については22年度に支払うことになっていることから、保険料収入額及び還付金財源額が確定したので、広域連合納付金を増額するものであります。

歳入の繰越金は、歳出の広域連合納付金増額の財源として充当する繰越金の増額であります。

質疑はありませんでした。審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であり

ます。

今回の補正については、平成16年度に公共下水道事業計画の認可を受け、平成22年度を最終年度として事業を進めてきたが、財政状況等により認可期間を延長しなければ、認可区域の事業を完了することができない状況となっており、この認可期間の変更申請をするに当たり、全体計画の見直しを行い、その上で期間変更の申請を行うこととなる。この全体計画書策定にかかわる委託料及び当初予算に計上してある長寿命化計画策定にかかわる委託料については、補助対象とはなるものの、起債の対象とはならないことから、地方債補正のとおり、あわせて行うものです。

また、この全体計画書策定に係る費用として高鍋高校並木道の下水道管布設工事を予算計上していたが、関係課と協議し、道路改良工事と一体的に施工することが経費の削減及び地域住民の利便性等の影響を与えることが少ないとの協議結果を踏まえ、次年度以降に施工することと、その費用を委託料に組み替えるものであるとの説明でした。

質疑として、委託料が大きいと思うがに対し、標準歩掛に記載されたとおり積算してある。

並木道はカラーの舗装であるのかに対し、建設管理課が担当することになるので、詳細については把握してないとの答弁でした。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略をいたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第38号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第39号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

全体計画を見直すためのコンサルタントへの委託料提案ですが、ただ、平成22年度までの事業計画が遂行できなかったことによる、延期するに当たって全体計画の見直しが必要であるとの説明でありました。全体計画を見直すのであれば、合併浄化槽設置地域についても、細やかな調査及び住民の意見が反映されるべきだと考えております。このような高額な委託料が必要なのか疑問です。資料提案は高鍋町がコンサルタント会社へ行うのですから、当然費用減については考えるべきだと思って反対といたします。

つけ加えて言いますけれども、今の職員の能力から考えますと、コンサルタントへ委託しなくても十分に延期アピールできる資料は作成できるものと私は考えておりますので、職員の能力をもっと高く評価していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決をされま

した。

日程第10. 発議第4号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第10、発議第4号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。発議第4号教育予算の拡充を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出者、中村末子、賛成者、柏木忠典、岩崎信也、池田堯、山本隆俊、各議員でございます。

読み上げて提案としたいと思います。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が広がってきています。

また、子供と向き合う時間の確保のための、少人数学級の実現や教職員定数の改善などの施策と、文科省による勤務実態調査であらわれた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から、高校生の中途退学者もふえ、さらには就職難の様相も呈しています。高校実質無償化や子ども手当の支給など改善されてきましたが、日本の子供に関する公的支出を諸外国並にし、家計基盤の弱い家庭への子供にかかわる給付拡充などの施策の実施は急務です。

あわせて、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させる必要があります。

以上の理由から、義務制第8次・高校第7次・教職員定数改善計画を早期に実施し、学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。また、義務教育費、国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保、充実すること、教職員定数の改善、30人以下学級の実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成22年6月23日。提出先は、総務大臣原口一博様、財務大臣野田佳彦様、文部科学大臣川端達夫様です。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を起立によって採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第4号教育予算の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第5号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、発議第5号口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書の提出について、議題といたします。

趣旨の説明を求めます。14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。発議第5号口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書について、提出者、高鍋町議会議員春成勇、賛成者、永谷政幸議員、大庭隆昭議員、水町茂議員、黒木正建議員です。

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書、宮崎県都農町で4月20日に発生した口蹄疫は、発生以来既に2カ月を経過しようとしておりますが、いまだに終息の兆しは見え、過去に経験したことのない未曾有の大規模災害となり、あらゆる産業に甚大な被害を及ぼしております。早期終息に向けては、国、県、町、そして民間ボランティア団体など県民一丸となって、全力を挙げて対処されていることに感謝を申し上げます。1日も早い終息は畜産農家や農商工業者などの将来への経営不安を和らげるだけでなく、地域経済の再生には不可欠であります。

耕種農家をはじめ、飲食業、小売業、運輸業、観光業、印刷業など、関連する農商工事業者は、長引くこの災害の中で予約のキャンセル等相次ぎ、売り上げの減少により、著しく疲弊しております。まさに倒産寸前の危機に立たされていると言えます。地域の農商工業者の経済復興、活性化への支援を強く要望するものであります。よって、国、県におかれましては、このような状況を踏まえ、下記の諸対策について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記、一、宮崎県産の農作物が風評被害にあわない措置を講ずること。

一、激甚災害に匹敵する特別の活性化の為の財政措置を講ずること。

- 一、借入金の据置期間の延長を講ずること。
- 一、運転資金等の新規貸付の無利子、無担保、無保証の実現を図ること。
- 一、所得税等の控除制度の創設を図ること。
- 一、公共サービスでの優遇制度を図ること。
- 一、地元での購買対策事業の導入を図ること。
- 一、解雇された従業員、パート等について、就業の斡旋、一時金の支給を図ること。
- 一、農商工業者が元気になるイベントの開催、活性化事業の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年6月23日。

内閣総理大臣菅直人様、総務大臣原口一博様、財務大臣野田佳彦様、農林水産大臣山田正彦様、経済産業大臣直嶋正行様、厚生労働大臣長妻昭様、国土交通大臣前原誠司様、宮崎県知事東国原英夫様。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を起立によって採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第5号口蹄疫の発生に伴う農商工関連事業者への支援対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第12、閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第13. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第13、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第14. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第14、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第15. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第15、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。これにて会議を閉じます。

平成22年第2回高鍋町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午前11時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員